

令和6年度はしもとギャラリー 実施要項

1 橋本公民館振興計画での位置付け

橋本地域の住民や団体が、お互いの知識や技術を還元しあう事業を促進し、地域力の向上と地域コミュニティの醸成に努めます。

2 趣旨

公民館利用団体、サークルや地域住民が参加し、地域文化の向上と人材発掘の場として、ふれあい、学びあい、高めあう機会とする。

3 主催

相模原市立橋本公民館

4 開催期間

令和6年4月から令和7年3月まで。ただし、橋本子どもまつり及び橋本公民館まつり期間中を除く。

5 会場

ギャラリーコーナー

6 展示作品

絵画、写真、書、短歌、俳句、川柳、絵手紙、手工芸等で自作の物に限る。ただし、学習発表に係る展示を除く。

7 利用できる団体等

橋本公民館利用団体、サークルのほか、橋本公民館区内の団体、サークル、個人。ただし、営利目的、特定の政党又は宗教の宣伝、利害に関係するものは除く。

8 掲示期間

展示、撤収を含めて最大3週間。ただし、館長が認めるものについては、この限りでない。

9 利用の申込

令和6年3月1日から先着順に申込み

10 周知

2月1日号地域情報紙、館報、橋本公民館ホームページ、館内ポスター、イオンエレベーター掲示、チラシ配布ほか

11 その他利用上の注意

(1) 展示、撤収は利用者自ら行ってください。

(2) 展示、撤収の作業は公民館開館日の午前9時から午後5時までに行ってください。

(3) 展示、撤収作業に使う筆記用具、文房具、粘着テープ等は利用者が用意してください。

裏面に続きます

- (4) 利用上のルールを守らない場合は、以後ギャラリーの利用をすることができなくなる場合があります。
- (5) 作品の保管、紛失、不慮の事故、不可抗力、災害その他の損害等に対しては、公民館は一切責任を負いません。
- (6) 特別に注意が必要な作品については、利用者の責任において保険へ加入するなどの措置を採ってください。
- (7) 肖像権、著作権等の問題が生じた場合は、出品者の責任において対応してください。
- (8) 作品その他の物品について、公民館では保管、預かりはいたしません。
- (9) 相模原市又は公民館の都合により、期間の変更、展示の中止等を行うことがあります。